

1. 件名：日本原子力研究開発機構使用施設等の解体・撤去に係る使用前検査・使用前確認の要否に関する面談

2. 日時：令和4年2月8日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

技術部 品質保証課 課長他4名

原子力科学研究所

保安管理部 施設安全課 マネージャー他8名

大洗研究所

保安管理部 施設安全課 課長他13名

人形峠環境技術センター

廃止措置・技術開発部 部長他11名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹他3名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年8月6日の面談において、原子力規制庁からの伝達事項に基づき、「使用施設等の使用前検査の実施等について検討及び整理する」としていた事項について、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・解体・撤去を行う設備の使用前検査は、基本的に工事が発生した設備・機器等について、全て実施するものである。
- ・使用前検査では、「その工事が（変更）許可によるものであること」及び「技術基準に適合するものであること」について確認するが、後者について適合を示す技術基準は、変更許可において議論された許可基準規則各条項に対応する技術基準の他、使用前確認申請で記載する設計及び工事

の方法において適合を示すべきものも含まれる。

- ・解体・撤去を行う設備に係る使用前確認申請の基本的考え方は、撤去された設備・機器等が、残された他の設備・機器等に影響を与えるかによって申請の要否が決まるものであり、影響を与えるのであれば、これらの設備について、設計及び工事の方法の中で技術基準への適合を示したうえで、当該事項について使用前検査を実施し使用前確認を受検しなければならない。
- ・なお、個別の使用施設等の使用前確認申請等における原子力規制庁への確認事項については、別途面談等により対応する。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料

- ・核燃料物質使用施設の解体・撤去に係る使用前検査・使用前確認の要否について

以上